

(9) 法人文書管理の徹底・強化

(年度計画)

文書管理体制の強化、電子決裁の運用、定期的な全職員向けの研修の実施等を通じて法人文書の紛失防止対策を含め、法人文書管理を徹底・強化する。

(令和4年度における取組)

○ 法人文書の紛失防止対策を含めた法人文書管理の徹底・強化

■ 文書管理体制の強化

10月を文書整理月間と定め、主任文書管理者（本社各部室長、支社局長等及び各事務所長）の指導の下、各文書管理者（課長等）が重点的に点検を実施した。

主任文書管理者への点検結果の報告に当たっては、文書の保存及び廃棄の状況等の写真を添付し、適切に文書管理が実施されていることが確認できるよう整理した。

また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策とともに業務の効率化を図った。

■ 定期的な全職員向けの文書管理研修の実施

職員の法人文書管理の意識向上を図るため、文書整理月間に全職員を対象とした法人文書管理研修（内閣府作成の公文書管理 eラーニング教材を使用）を実施し、必要な知識及び技能の習得を図った。

(中期計画の達成状況)

文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、文書管理者による重点的な点検を実施し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。

また、電子決裁の運用により、法人文書の紛失防止対策とともに業務の効率化を図った。

全職員を対象に内閣府作成の公文書管理 eラーニング教材を活用した法人文書管理研修の実施等を通じて、法人文書管理の徹底・強化を図った。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(10) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表**(年度計画)**

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況、関連法人との取引等の状況についての情報の公開等の取組を進める。

(令和4年度における取組)**○ 関連法人への再就職の状況及び関連法人との取引等の状況についての情報公開****■ 閣議決定に基づく公表**

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）において公表することとされている、機構からの発注額が売上高の3分の2以上を占める関連法人の役員への再就職の状況についてウェブサイトで公表した。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において公表することとされている、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については、該当はなかった。

(中期計画の達成状況)

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から関連法人への再就職の状況について、機構ウェブサイトで公表する等、情報の公開等の取組を進めた。

なお、機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職しているなどの関連法人との契約の状況については該当はなかった。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(11) 環境マネジメントシステム (W-EMS) の実施

(年度計画)

本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) に基づき環境保全の取組を着実に実施する。

(令和4年度における取組)

○ 環境マネジメントシステム (W-EMS) による環境保全の取組の着実な実施

■ 環境保全の取組の着実な実施

独自の環境マネジメントシステム (W-EMS) は、平成28年度から本社・支社局及び全事務所で運用しており、令和4年度も環境管理マニュアルに沿って、教育訓練、各部門における目的・目標の設定と部門長による定期的な進捗確認、環境管理責任者 (技師長) による点検や環境監査を実施した。また、役員によるマネジメントレビューでは、取組の達成状況の確認や環境監査について必要な機能を維持しつつ事務手続の縮減が図られるなど、W-EMSに基づいて環境保全の取組を着実に実施した (図-1)。

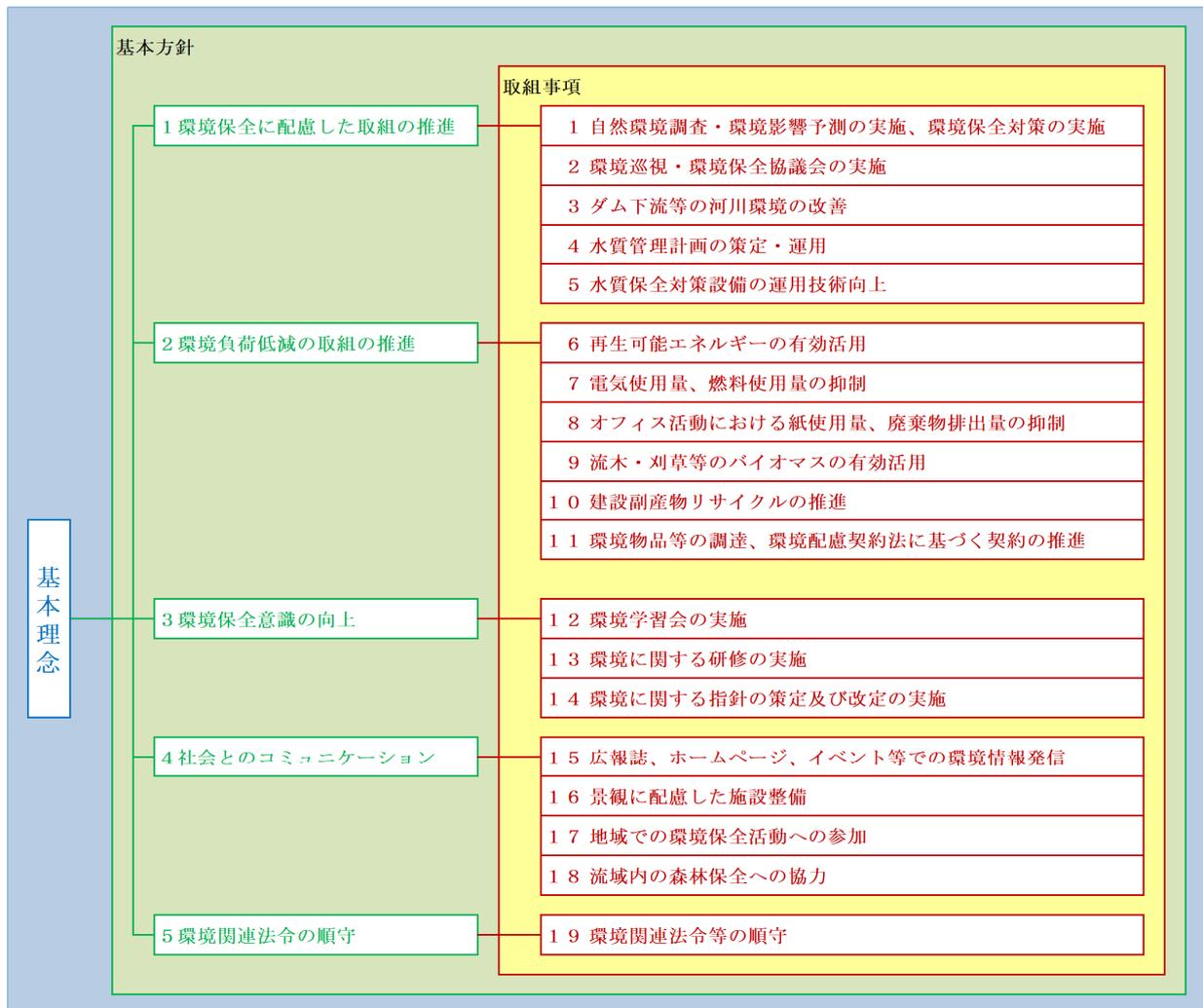


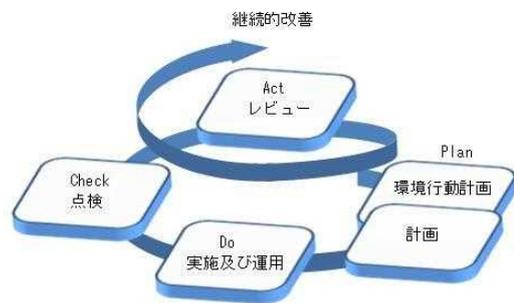
図-1 W-EMSによる環境保全の基本方針

機構独自の環境マネジメントシステム

W-EMSは、以前に認証取得していた国際規格ISO14001の環境マネジメントシステム（EMS = Environmental Management System）の運用で得られたノウハウ等を踏まえ、機構の業務運営に即して再構築した独自の環境マネジメントシステムである。

W-EMSでは、「水資源機構環境行動計画」の取組事項の中から、本社・支社局及び全事務所が各々実施すべき環境保全の取組を選択し、その取組を目的目標・実施計画シートにより管理している。

現在、全社でW-EMSを運用しており、PDCAサイクルによる確実な目標管理と継続的改善を図ることにより、環境保全の取組を着実に推進している。



PDCAの概念

(中期計画の達成状況)

本社・支社局及び全事務所において、機能の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）に基づき、環境管理マニュアルに沿って、定期的な進捗確認、環境管理責任者による点検や環境監査等を行うことで、環境保全の取組を着実に実施した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(12) 温室効果ガスの排出抑制

(年度計画)

「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を策定し、温室効果ガス排出削減の取組を推進する。

(令和4年度における取組)

○ 温室効果ガス排出削減の取組推進

■ 温室効果ガスの排出抑制等の計画の策定

地球温暖化対策実行計画を改定し、「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を定め、3月に機構のウェブサイトにて公表した。

■ 温室効果ガス排出削減の取組

「温室効果ガスの排出抑制等の計画」に基づき、次のとおり取組を進めた。

1. 省エネ設備・機器の導入

令和4年度は、設備更新に際して省エネ設備・機器の導入を1設備で実施した(表-1)。この設備更新によって、温室効果ガスの排出量を、約1 t-CO₂/年削減した。

表-1 省エネ設備・機器の導入内容

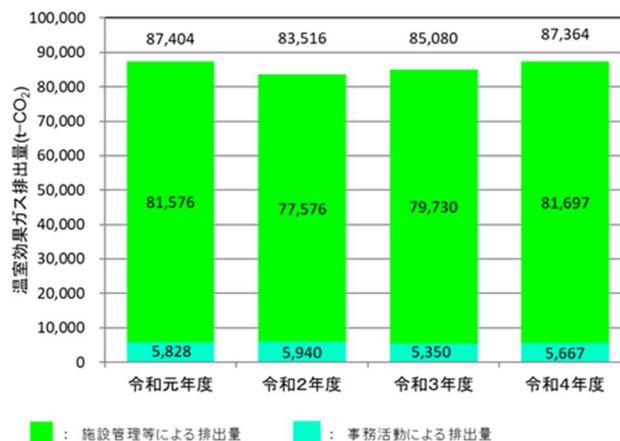
番号	内容	施設名		備考
1	エネルギー損失の少ない変圧器への更新	利根導水	秋ヶ瀬管理所 沈砂池	-

2. 温室効果ガスの排出抑制への寄与

管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用し、発生した電力を施設管理用に使用するとともに、余剰電力を電気事業者へ売電することで、温室効果ガスの排出削減を推進した。

余剰電力の売電によって、電力会社が排出する温室効果ガスを17,750 t-CO₂抑制し、温室効果ガスの排出抑制に寄与した。

なお、事業活動に伴う温室効果ガスの直近4年の排出量は、図-1のとおりで、令和4年度は87,364 t-CO₂であった。



※ 購入電力による温室効果ガス排出量は平成29年12月21日公表の排出係数により算出

図-1 事業活動に伴う温室効果ガス排出量

■ 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施

50 kW以上の産業用及び業務用の電力需給契約について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、裾切り方式*という一般競争入札により契約の相手方を決定し、4事務所で契約を締結した。

また、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約として、自動車の購入及び賃貸借については、「環境物品等の調達に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たした物品を100%調達した（15事務所23件の契約が該当）。

※ 裾切り方式

温室効果ガス排出削減の観点から、入札参加者資格を設定し、基準値を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式。

(中期計画の達成状況)

地球温暖化対策実行計画を改定し、「温室効果ガスの排出抑制等の計画」を定め、機構のウェブサイトにて公表した。

温室効果ガスの排出抑制等の計画に基づき、温室効果ガス排出削減の取組を推進した。

設備更新に際し、省エネ設備・機器の導入を1設備で実施した。この設備更新により、温室効果ガスの排出量を約1 t-CO₂/年削減した。

管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備を有効活用し、温室効果ガスの排出削減を推進した。さらに余剰となる電力を売電することで、電力会社が排出する温室効果ガスを17,750 t-CO₂/年抑制し、温室効果ガスの排出抑制に寄与した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。

(13) 環境物品等の調達

(年度計画)

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達する。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

(令和4年度における取組)

○ 環境物品等の調達

■ 環境物品等の調達の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、令和4年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、これに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達し、公共工事においては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、同方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した（図-1、2）。

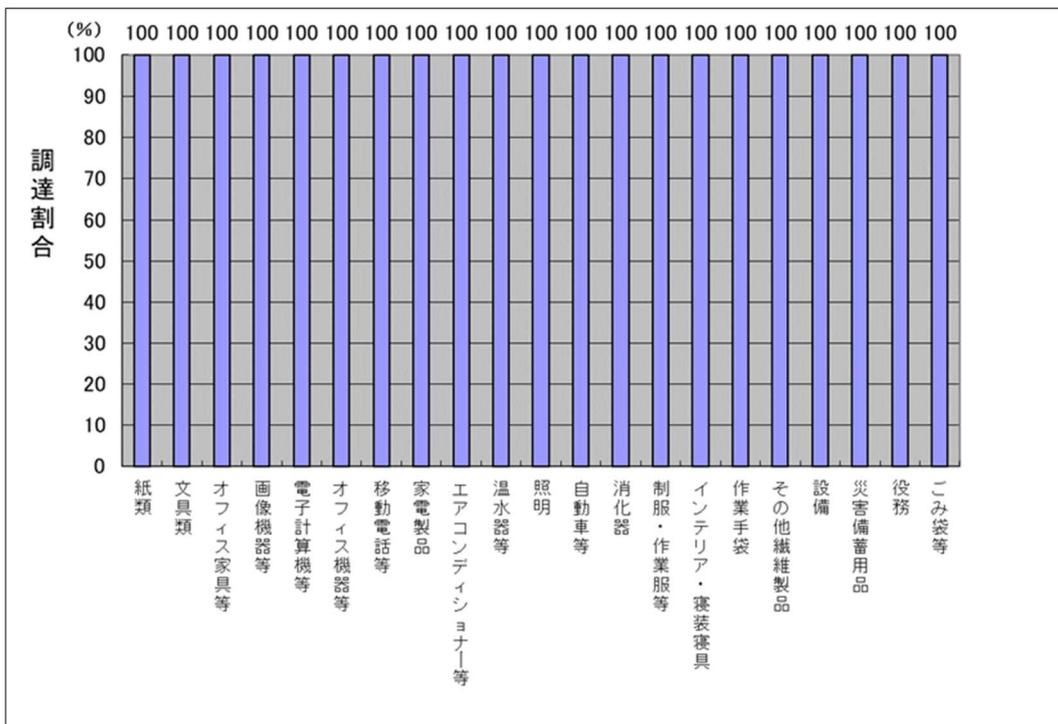


図-1 令和4年度環境物品等の調達実績（物品・役務）

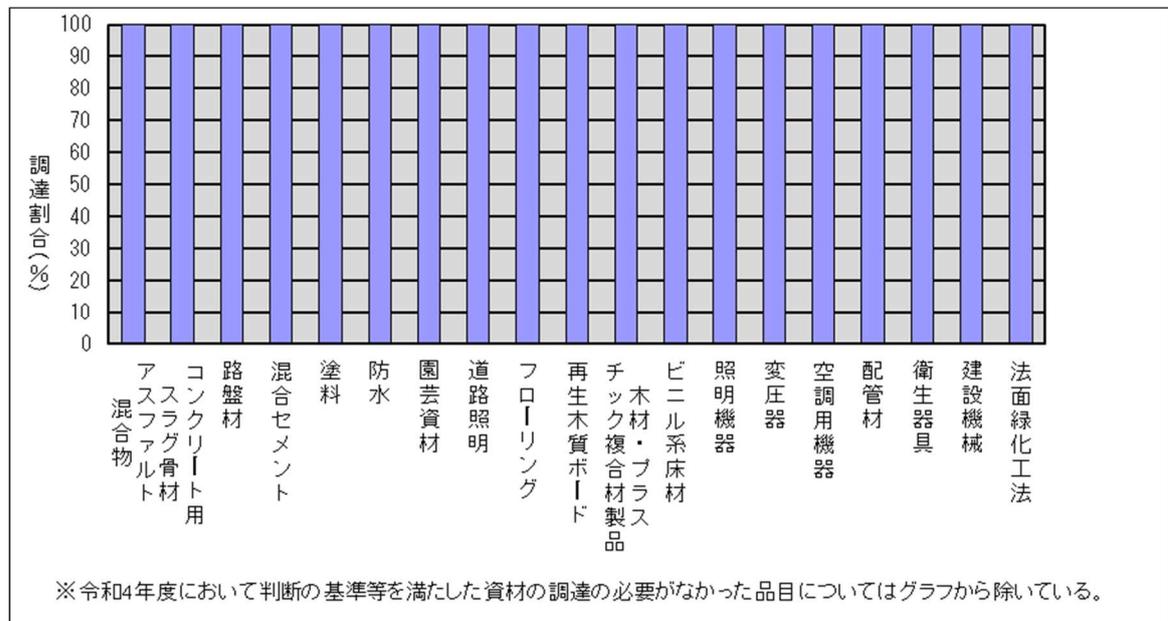


図-2 令和4年度環境物品等の調達実績（公共工事）

（中期計画の達成状況）

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和4年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、でこれに沿って環境への負荷の少ない物品等を調達した。

また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを100%調達した。

公共工事においては、同基本方針に規定された資材、建築機械の使用等について、判断の基準等を満たしたものを100%調達した。

これらの取組により、中期計画における所期の目標を達成することができたと考えている。